

加賀・能美スマートサービス構築事業

公募型プロポーザル仕様書

令和7年8月

加賀市

目次

1. 件名	1
2. 背景・目的	1
3. 基本方針	1
4. 調達上の委託期間及び予算額(提案上限額)	2
4.1 委託期間	2
4.2 予算額(提案上限額)	2
5. 業務内容	2
5.1 加賀市および能美市の開発分担	2
5.2 加賀市におけるサービス構築の前提事項	7
5.3 その他共通事項	8
6. 各種要件	8
6.1 個人情報保護・情報セキュリティ要件	8
6.2 運用・管理における要件	9
7. 納品	9
8. その他	10

本仕様書は、「加賀・能美スマートサービス構築事業」のうち、加賀市が委託する業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するため、公募型プロポーザルに参加する事業者に対し、提案を求める業務の内容等を示したものである。

1. 件名

加賀・能美スマートサービス構築事業にかかる公募型プロポーザル

2. 背景・目的

本事業は、石川県加賀市・石川県能美市が共同提案し、内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPE V」の採択を受けた「加賀・能美スマートサービス構築事業」を推進するものです。生活サービス施設の撤退が続く条件不利地においても、地域住民をはじめとするサービス利用者が欲しい物を欲しい時に受け取ることが出来るフェーズフリーな環境を整備するため、既存の公共施設や民間施設の空きスペースなど（以下、「地域社会資源」という。）を活用する。そして、デジタル庁「デジタル認証アプリ」等のデジタル公共財を活用して、省人・無人環境下での施設への入退室、小売、配送、荷物受渡しなど、地域における生活サービスの維持・継続に資するデジタルインフラ（以下、「本事業デジタルインフラ」という。）を、加賀市および能美市で共通化して構築することを目的とします。また、本事業デジタルインフラを活用し、それぞれの地域課題を解決するためのサービス構築および運用を行うことも目的とする。

この目的を実現するために、本事業デジタルインフラ及びそれを活用した各種サービスの構築・導入に必要なシステム・関連サービス等の提案を募集する。

3. 基本方針

本事業デジタルインフラの構築にあたっては、加賀市および能美市でのモジュール群の分担を行う。その分担方針に関して、小売事業者や EC 事業、配送事業者との連携などそれぞれの地域サービス構築に必要となるモジュール群を中心にそれぞれで整備することとする。また本業務の履行にあたっては下記(1)～(5)を基本方針とする。

(1)加賀市の業務受託事業者は、能美市の業務受託事業者と分担して構築を推進するうえで、密に連携することとする。また、加賀市及び能美市の業務受託事業者がそれぞれ分担して整備するモジュール群を統合し、連携試験や総合試験など、本事業デジタルインフラとして一体的に運用可能とするために必要となる各種対応を行うこととする。

(2)今回整備する仕組みについて、将来的に多様な業種・業態の事業者も利用可能とすることを念頭に、主要部分をオープンソース化するなど、特定事業者にロックインされないための措置を講じること。

(3)震災等の災害発生時には、配送事業者・小売事業者との提携のもと、施設内に存在する物品・在庫情報を開示・共有可能とするなど、施設の利用者情報や、施設内に保管する在庫情報を

行政職員の要求に応じて提供可能とすること。また各情報の提供にあたっては、利用者から事前の同意を得ておくなど、必要な対応を行うこと

(4)また、その際施設の利用者情報の提供形態・提供内容・個人情報の取扱などについて、デジタル庁など省庁のガイドライン等と調整すること

(5)本事業の推進にあたっては、革新的な技術やサービスを有するスタートアップ企業(※)との積極的な連携を求め、スタートアップ企業が持つ先進性や柔軟性を活用することで、新たな価値創出や持続可能な事業モデルの構築に繋がり、本事業の効果を最大化させる提案を期待する。

※スタートアップ企業の定義は以下のとおり

- ・未上場かつ創業から15年以内であること
- ・申請時にプロダクト(サービス含む)を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること
- ・『発行済株式の総数の1/2超を「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業』に該当しないこと(※対象外企業:常時雇用する従業員数が500人以上の企業)

4. 調達上の委託期間及び予算額(提案上限額)

(1)委託期間:契約日から令和8年3月31日まで

(2)予算額(提案上限額):加賀市の予算額:90,000千円

5. 業務内容

本事業デジタルインフラの構築にあたり、加賀市及び能美市が担当する範囲は以下のとおり。それぞれにおいて必要となる各種対応(デジタルインフラの構築、施設側において必要となる改修、小売事業者・配送事業者などの関連事業者(以下、「関連事業者」という。)のサービス導入支援)を行うこと。なお、本事業デジタルインフラを活用した上でそれぞれの地域サービスを構築するにあたっては、使用できるモジュール群は、開発分担された範囲に制限されるものではない。

なお、本プロポーザルでは、加賀市が担当する開発業務及び能美市側システムとの連携等について提案を求め、

5.1 加賀市および能美市の開発分担

(下表のうち、加賀市が担当する「●」の機能を本業務の対象とする)

項番	対応事項	概要	関連デバイス・外部アプリケーションなど	開発分担	
				加賀市	能美市
(あ)	ユーザー登録管理機能の整備	<p>✓ デジタルインフラを利用可能とするためのユーザー登録・管理に係る機能を構築すること</p> <p>a. ユーザー登録にあたっては、デジタル庁「デジタル認証アプリ」との連携により、マイナンバーカードを用いた公的個人認証を行うこと</p> <p>b. 地域社会を利用してサービスを提供する法人やサービスを利用する住民などがユーザー登録を行えること</p> <p>c. ユーザーについては、登録者に応じて、利用できるサービスの種別を付与できること。お酒を購入する場合には、成人年齢認証が行えること。</p> <p>d. 外国人観光客などマイナンバーを保持しない場合においても地域社会資源を利用できるようにするため、登録済みのユーザーと紐づけて、限定的にサービスを利用できること</p> <p>e. 既設サービスにおけるマイナンバーカードを用いた公的個人認証済みのユーザー情報を連携できること</p>	デジタル庁「デジタル認証アプリ」	●	—
(い)	入退室機能の整備	<p>✓ 省人・無人環境下において地域社会資源の扉を施錠・解錠を可能とする仕組み(以下、「スマートロック機能」という。)を構築すること</p> <p>a. 地域社会資源の扉に、スマートロックの取り付け／取り外しができること</p> <p>b. 地域社会資源を利用してサービス</p>	スマートロックデバイス	—	●

項番	対応事項	概要	関連デバイス・外部アプリケーションなど	開発分担	
				加賀市	能美市
		<p>を提供する法人は本事業デジタルインフラで利用者の登録・編集・削除を行えること</p> <p>c. 地域社会資源の利用者は本事業デジタルインフラによりスマートロックを施錠・解錠ができること</p> <p>d. スマートロックは、オートロック機能など、自動で施錠する機構を具備すること</p>			
		<p>✓ 物理鍵を格納・保管するキーボックスを、施錠・解錠するための鍵番号を、スマートフォンなどの操作により登録／参照できること</p>	キーボックス	—	●
(う)	荷物受渡し機能の整備	<p>✓ 省人・無人環境下において地域社会資源または同施設内に設置するロッカーなどにより配送事業者または小売事業者が荷物を預け入れ、荷届先が同場所にて荷物の受け取りを可能とする仕組み(以下、「スマートロッカー機能」という。)を構築すること</p> <p>✓ 受渡しは無人で行うことを前提とし、以下の対応を可能とすること</p> <p>a. 荷物を格納する環境について、暗証番号などによる施錠・解錠を可能とすること</p> <p>b. 施錠・解錠に用いる暗証番号などを本事業デジタルインフラにより発行可能とすること</p> <p>c. 受渡しを行う荷物情報を本事業デ</p>	<p>・暗証番号・QRコード等により解錠可能な冷蔵・冷凍ショーケース</p> <p>・ダイヤル式ロッカー</p>	—	●

項番	対応事項	概要	関連デバイス・外部アプリケーションなど	開発分担	
				加賀市	能美市
		<p>デジタルインフラにより登録可能とすること</p> <p>d. 受渡しを行う荷物を格納する個別の荷棚又はロッカーの番号などについて、本事業デジタルインフラにより登録/参照可能とすること</p> <p>e. 上記 a~c の情報を本事業デジタルインフラにより荷届先に通知可能とすること</p> <p>f. (あ)において登録したユーザー情報を活用し SMS 又はメール通知を行うなど、簡易に通知を可能とすること</p> <p>g. 荷物を格納する環境について、冷蔵・冷凍、常温など、複数のバリエーションに対応可能とすること</p>			
(え)	小売・卸売販売機能の整備	<p>✓ 地域社会資源の立地する地域の周辺需要を鑑み、ニーズの高い食品や飲料、日雑品などを省人・無人環境下で販売可能な仕組み(以下、「スマート小売機能」という。)を構築すること</p> <p>a. 食品や飲料、日雑品などの販売に必要な施設環境を整備すること</p> <p>b. 施設における小売機能のほか、ECサービスなどを導入すること</p> <p>c. 在庫保管所(以下、「共用バックヤード」という)を整備すること</p> <p>d. 施設及び共用バックヤードで保管する商品について商品名、数量、販売価格、売上、保管場所など販売管理</p>		●	—

項番	対応事項	概要	関連デバイス・外部アプリケーションなど	開発分担	
				加賀市	能美市
		<p>の基本情報を管理すること</p> <p>e. 小売事業者や配送事業者が配送先や商品情報が記載された伝票情報などを、参照できること</p>			
(お)	ドローン航路配送管理機能の具備	<p>✓ 地域社会資源より食品や飲料、日雑品などを地域の複数事業者がドローン航路を利用して配送可能な仕組み(以下、「ドローン航路配送管理機能」という。)を構築すること</p> <p>a. ドローンの飛行に伴い必要となる航路(以下、「ドローン航路」という。)を整備すること。ドローン航路の整備にあたっては、経済産業省が主体となって技術開発及び社会実装が進められている「デジタルライフライン全国総合整備計画」において、ドローン航路適合性認証制度の申請・取得を十分に考慮すること</p> <p>b. 小売事業者は配送事業者への配送情報(伝票情報など)を伝達できること</p> <p>c. 配送事業者は、ドローン航路を利用した配送を選択できること</p> <p>d. ドローン航路の構築・運営におけるシステム(以下、「ドローン航路システム」)より、本事業デジタルインフラに、荷物の配送情報が伝達されること</p> <p>e. 配送事業者は、荷物を地域社会資源よりドローンの離陸地点まで、及び、</p>		●	

項番	対応事項	概要	関連デバイス・外部アプリケーションなど	開発分担	
				加賀市	能美市
		<p>ドローンの着陸地点から荷届け先までなど、ドローン航路を利用しない区間において陸送による配送を管理すること</p> <p>f. 荷物は複数の事業者を移管可能とし、荷物のトレーサビリティを確保すること</p> <p>g. 配送事業者により荷物の配送状況を小売事業者または荷届け先に通知できること</p> <p>h. 配送状況は(え)「スマート小売機能」と連動すること</p>			
(か)	その他、必要となる各種機能等の整備	<p>✓ web カメラ等、入退室や各環境(荷物受渡し場所、小売販売場所、共用バックヤードなど)の映像を録画・管理可能とすること</p> <p>✓ その他、施設管理者が本仕組みを用いて施設管理を行うために必要となる機能(利用者登録承認など)を整理し、市とデジタル庁と調整すること</p>	web カメラ等 —	● ●	— —

5.2 加賀市におけるサービス構築の前提事項

本事業デジタルインフラを活用して、加賀市の地域課題を解決するために下記に示す、サービス構築および運用を行うこと。また次年度以降の継続的なサービス運営・展開に向けて、事業モデルについては小売事業者および加賀市と協議を行い、決定すること。

(1)小売店舗

- ①加賀市においてサービスを構築する際に必要となる地域社会資源等(小売店舗など)は、業務受託事業者が、施設の管理主体及び、周辺事業者・自治会等と必要な調整を行い、提案すること。
- ②小売や卸売等地域販売サービス事業者が、持続的な事業経営環境の構築を支援することを前提とすること。例えば加賀市の温泉地区において小売サービスの構築を行う場合、地域住民と観

光で訪れる方々の両方を対象に、酒類及び関連する食品および日雑品を販売可能な店舗等を整備するとともに、施設の管理主体及び地域内の観光事業者や旅館等の宿泊施設との協力関係を構築支援して、持続的エコシステムを形成すること。

③また商品を配送するためのドローン航路の整備およびドローン航路を利用した商品の配送を行えること。配送を行う事業者については、地域の複数の事業者が参加でき、適切に荷物の受け渡しが行えること。

(2)加賀市イノベーションセンター

①加賀市イノベーションセンターに入居する企業の従業者を主な対象として、本仕様書「5.1 加賀市および能美市の開発分担」の「(う)荷物受渡し機能の整備」に対応した環境を整備すること

②本仕様書「5.1 加賀市および能美市の開発分担」の「(あ)ユーザー登録管理機能の整備」及び「(い)入退室機能の整備」について、加賀市イノベーションセンターに導入済の入退室管理の仕組と連携した運用を整備すること。

③ドローンの航路運営拠点を加賀市イノベーションセンターに設置すること。その際、国の航路運営の認定事業者制度の開始に合わせて、認定を受けた事業者が航路運営を担うこと。

また航路運営事業計画の策定、ガイドラインやマニュアル策定、航路利用のガイドラインやマニュアル策定など、安全性も含めた制度実証および運用モデルの確立を、本事業を通じて行うこと。

5.3 その他共通事項

(1)本事業は、将来的な自律的運営を目標とする。したがって、持続可能な収益構造を構築し、事業の継続性を見据えた具体的な計画に基づき、事業を推進すること。

(2)本業務の周知活動や、必要に応じた住民への説明会を本市と連携して行うこと。

(3)関連事業者が本事業デジタルインフラを積極的に利用するよう、啓蒙活動や教育活動など必要となる対応の支援を行うこと。

(4)類似した取り組みを行う他地域の動向に配慮し、必要に応じて連携を行うこと。

6. 各種要件

6.1 個人情報保護・情報セキュリティ要件

(1)「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。

(2)「加賀市情報セキュリティに関する規程」を遵守すること。

(3)「加賀市情報セキュリティの確保及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(4)本業務に使用するシステム構築時においてはサービス開始前に、アプリケーションの脆弱性診断を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

(5)クラウドサービス選定の際には、その基準としてデジタル庁発行の「クラウドサービスが遵守すべき ISMAP 管理策」を参照し、ISMAP 登録製品の選定を基本とすること。

(6)顔容貌を格納するデータベースについて、メンテナンス等の目的でアクセスする場合の環境等は、以下の要件を充足すること。

①常時施錠され、事前に承認された特定の作業者のみ入退室可能な物理的に区画された専用の環境を有すること。

②区画への入退室は承認制とし、入退室は記録され、最低 1 年間は監査可能な状態であること。

③作業場所に監視カメラを配置し、常時記録され、最低 1 年間は監査可能な状態であること。

6.2 運用・管理における要件

来年度以降の運用・管理における要件を以下に示す。

(1)サービス管理

①契約管理

基本契約の仕様書案の作成を行い提示すること。

②サポート体制

「各施設の運用・管理者向け窓口」からの問い合わせに対するサポート体制、窓口、受付時間、対応フロー等を提案に含めること。

(2)問い合わせ要件

①問い合わせ

原則として、9 時 00 分から 18 時 00 分まで問い合わせ対応を行うものとし、システム運用に関する問い合わせ(障害を含む)の受け付けから一次切り分けを行い、対応担当に依頼を行うこと。

②作業依頼の実施、障害対応

依頼のあった作業や障害対応を行い、対応結果について報告を行うこと。

7. 納品

(1)納入成果物

納品物件については、適切な成果物を記載の上、提案すること。なお、受託候補者となった場合には、成果物の内容について加賀市と協議の上決定すること。

(2)納入期限

令和8年3月 31 日

(3)納入場所

〒922-0057

石川県加賀市大聖寺八間道 65 かが交流プラザさくら 3階

加賀市イノベーション推進部地域デジタル課 担当 松谷、川端、宮西、鳥野

TEL 0761-72-7833

FAX 0761-75-7369

E-mail chiikidigital@city.kaga.lg.jp

8. その他

(1)検査

請負者は、加賀市からの検査要求に対して、必要と認められるときは、合理的な範囲で検査に応じること。

(2)第三者への再委託

本契約に係る作業の一部を第三者に再委託し又は請け負わせる場合は、再委託等承認申請書を加賀市に提出し承認を得なければならない(申請内容に変更が生じた場合は改めて加賀市から承認を得ること)。また、第三者に再委託又は請け負わせる場合は、本仕様書に規定されている事項を、第三者が遵守することを確保するための必要な措置を講じるとともに、第三者との契約上の責任は請負者に帰属するものとする。

再々委託は原則行わないものとし、やむを得ず再々委託を行う場合は再々委託が必要である旨を加賀市に通知し、あらかじめ承認を受けること。

やむを得ず、再委託先も含めてプロジェクト体制を変更する場合には、加賀市と協議の上、請負者の負担と責任において実施すること。

(3)疑義等

本仕様書に疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項については加賀市と協議の上決定する。

(4)他地域への横展開に関する協力について

①本事業の導入手順書を作成すること。

②本サービスにおけるコアプロダクト(ID 発行・管理や公的個人認証、顔認証などを実現するプロダクト)の API 仕様書(Excel 形式)を作成すること。

③他自治体からの視察や問い合わせがあった場合は加賀市に協力すること。また、導入における初回の相談は無償で対応すること。

※①②は、希望する他自治体に公開することを目的とする。